

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

高松市教育委員会

不登校児童生徒が、我が国の義務教育制度を前提としつつ、学校外の施設において相談・指導を受けた場合で、下記の1、2の要件をいずれも満たすとき、校長は、その日数を指導要録上出席扱いとすることができる。

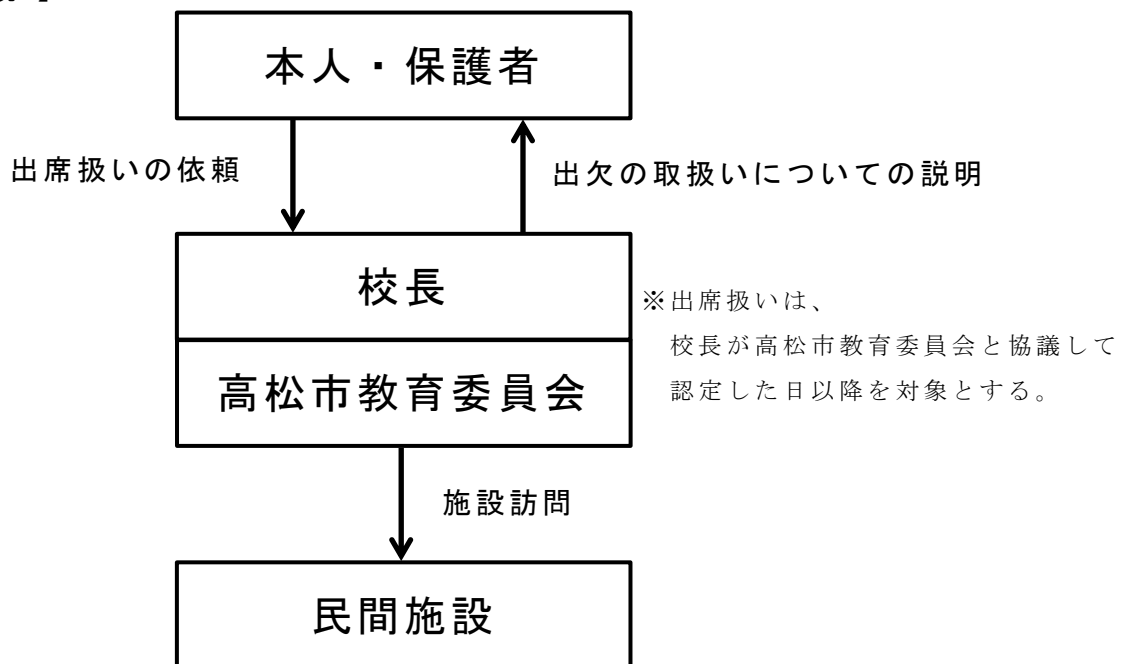
【要件】

- 1 家庭訪問や電話連絡が定期的に行えているなど、保護者と学校、施設の三者が適切に連携できている。
- 2 児童生徒が、学校外の施設に通所又は入所して、社会的自立に向けて有効かつ適切な相談・指導を受けている。

学校外の施設とは、教育支援センター（新塩屋町 虹の部屋、みなみ）、アシスト教室など、高松市教育委員会所管の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られない等の場合で、本人や保護者の希望もあり、適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設（以下、民間施設）も考慮されてよい。

ただし、当該民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって有効かつ適切であるかどうかについては、校長が高松市教育委員会と十分な連携をとり、【民間施設についてのガイドライン】をもとに判断するものとする。

【事務手続】



民間施設についてのガイドライン

高松市教育委員会

本ガイドラインに示す次の1～5の要件をすべて満たす場合、民間施設における相談・指導が、不登校児童生徒にとって有効かつ適切であると判断することができる。

1 事業目的

- 施設の実施者（代表者）は、不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを事業の主たる目的としている。
- 我が国の義務教育制度・高等学校制度を前提として、相談・指導のための方法、体制などを整えていることをあらかじめ明示している。

2 適切な施設・設備

- 施設の事業は著しく営利本位でなく、入会金や授業料、入寮費などについての情報が明確にされ、保護者に情報提供がなされている。
- 施設は、学習や心理療法、面談等の活動を円滑に行うために必要な人員を配置し、施設・設備を整えている。
- 特に、宿泊を伴う指導を行う施設にあっては、宿泊をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な人員や施設・設備を有している。

3 スタッフによる適切な相談・指導

- 施設の相談・指導スタッフは、不登校児童生徒の社会的な自立を目指し、かつ、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際の円滑な学校復帰が可能となるよう、当該児童生徒の人命や人格を尊重しながら個性や状況に合わせて適切な相談・指導を行っている。
- 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為は行われていない。

4 学校との連携・協力

- 学校と施設が、不登校児童生徒やその家庭を支援するために、当該児童生徒のプライバシーに配慮しながら必要な情報を相互に交換するなど、学校と施設との間に十分な連携・協力関係が保たれている。
必要な情報として、次の事項が考えられる。
 - ・当該児童生徒が、施設に通所し始めたことや入所したこと、及び施設を退所したこと
 - ・当該児童生徒の施設での様子や相談・指導の内容
 - ・その他必要な事項

5 家庭との連携・協力

- 施設での相談・指導の状況について保護者に定期的に連絡するなど、施設と家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれている。